

流山市看護師等修学資金貸付条例の制定について
概要説明資料

1 条例制定の背景

千葉県内における看護師・准看護師（以下「看護師等」という。）の人口10万対就業者数（平成30年末現在）は878.1人となっており、全国（1,204.6人）に比べ低い水準となっている。

千葉県では看護師等の養成確保のための施策の一環として、保健師等修学資金貸付制度を実施しているほか、県内他市においても、独自に看護師等修学資金貸付制度を実施している事例がある。

市内においては、看護師等の人口10万対就業者数（平成30年末現在）は616.5人となっており、千葉県に比べても低い水準となっている。

このような現状を踏まえ、将来市内の病院等に看護師等として働く意思のある看護師学校等の在学者に学資を貸付けて助成することで修学を容易にし、市内における医療提供に不可欠な人材である看護師等の充足に寄与することを目的とする看護師等修学資金貸付制度を創設するため、条例を制定しようとするものである。

2 制度の内容

(1) 対象者

養成施設（看護師学校等・准看護師学校等）の在学者で、卒業した後、市内の病院等施設において常勤として看護師等の業務に従事しようとする意志がある者※

※本市と協定を締結する養成施設（指定養成施設）以外の養成施設の在学者については市民に限る。

※市外の病院等に勤務する看護師等の養成を目的とする他の貸付け等を受けていないこと。（千葉県や市内病院等による貸付け等の併給は可）

(2) 貸付人数

予算の範囲内の人数

(3) 貸付金額

月額3万円（無利子）

(4) 貸付対象期間

在学する養成施設の正規の修学期間（5年以内）

(5) 返済債務の免除等

ア 以下に該当したときは、返済債務を免除

・養成施設を卒業後、遅滞なく貸付を受けた期間以上、継続して市内の病院等施設に常勤の看護師・准看護師として業務に従事したとき

イ 以下に該当したときは、申請により、履行期限が到来していない返済債務を減免

・死亡又は心身の故障により看護師等の業務に従事する能力を欠くに至ったとき（免除）

・1年を超えて市内勤務看護師等の業務に従事したとき（在職期間相当分を減免）

(6) 返済

(5) アの免除に該当しなくなった翌月から貸付を受けた期間内に月賦均等払い

流山市看護師等修学資金貸付制度の流れ

